

○通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができるとする主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を定める件
 (昭和六十二年建設省告示第九百一十一号) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百五條の二第一項第一項第八号の規定に基づき、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を次のように定める。</p> <p>主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口（床下の部分にあるものを除く。）の構造方法は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 継手又は仕口のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次に掲げる集材材その他の木材の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる値の部分を除く部分が、当該継手又は仕口の存在応力を伝えることができる構造であること。</p> <p>イ 昭和六十二年建設省告示第八百九十八号第一号から<u>第二号</u>までに規定する規格に適合するもの 二・五センチメートル</p> <p>ロ 昭和六十二年建設省告示第八百九十八号<u>第五号</u>に規定する規格に適合するもの 三センチメートル</p> <p>ハ イ及びロに掲げる木材以外の木材で国土交通大臣が指定したものの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第三十七条第二号の</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百五條の二第一項第一項第八号の規定に基づき、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を次のように定める。</p> <p>主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口（床下の部分にあるものを除く。）の構造方法は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 継手又は仕口のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次に掲げる集材材その他の木材の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる値の部分を除く部分が、当該継手又は仕口の存在応力を伝えることができる構造であること。</p> <p>イ 昭和六十二年建設省告示第八百九十八号第一号から<u>第三号</u>までに規定する規格に適合するもの 二・五センチメートル</p> <p>ロ 昭和六十二年建設省告示第八百九十八号<u>第六号</u>に規定する規格に適合するもの 三センチメートル</p>

規定による国土交通大臣の認定を受けたものに限る。) 国土交通
大臣が指定した数値

二
〇
四
(略)

二
〇
四
(略)